

別紙

東日本大震災にかかる社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱

第1 通則

東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金については、予算の範囲内で交付するものとし、法令又は予算の定めることに従い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

第2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

- 1 この補助金は、平成22年3月15日厚生労働省発社援0315第9号本職通知の別紙「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の第2の2に定める「社会福祉施設等」のうち、平成23年に発生した東日本大震災により被害を受け、その災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た当該災害復旧事業を交付の対象とする。

なお、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」の第2の4の③に定める「設置者」が設置する同欄①に定める「施設の種類」についても交付の対象に含めるものとし、交付要綱中「(項) 児童福祉施設整備費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金関係」とあるのは、「(項) 児童福祉施設整備費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金関係（項）東日本大震災復旧・復興児童福祉施設整備費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金関係」と読み替えるものとし、交付要綱の第2の4の（1）のウの表の（6）の③欄の設置者「(イ) 社会福祉法人又は日本赤十字社」とあるのは、「社会福祉法人、日本赤十字社又は学校法人（幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人である場合に限る。）」と読み替えるものとし、交付要綱の第2の3の（3）の表の（2）の①欄の施設の種類「イ 児童厚生施設」にかかる同欄③で定める「設置者」欄中、「都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市」を「都道府県又は指定都市若しくは中核市」に、「ク 子育て支援のための拠点施設」にかかる同欄③で定める「設置者」欄中、「指定都市又は中核市若しくは児童相談所設置市」を「指定都市又は中核市若しくは児童相談所設置市（放課後児童クラブについては、児童相談所設置市を除く。）」と、交付要綱

の第2の4の(1)のウの表の(2)の①欄の施設の種類「イ 児童厚生施設」にかかる同欄③で定める「設置者」欄中、「(ア) 市町村(児童相談所設置市を除く。)(イ) 社会福祉法人(ウ) 公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人(エ) 過去に社会福祉施設等施設整備費又は児童厚生施設等施設整備費補助金を受けて整備した児童厚生施設を有する一般社団法人又は一般財団法人」を「(ア) 市町村(イ) 社会福祉法人(ウ) 公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人(エ) 過去に社会福祉施設等施設整備費又は児童厚生施設等施設整備費補助金を受けて整備した児童厚生施設を有する一般社団法人又は一般財団法人」と、同欄⑤で定める「補助者」欄中、「都道府県 都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市 都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市 都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市」を「都道府県 都道府県又は指定都市若しくは中核市 都道府県又は指定都市若しくは中核市 都道府県又は指定都市若しくは中核市」と「キ 子育て支援のための拠点施設」にかかる同欄③で定める「設置者」欄中、「市町村(児童相談所設置市を除く。)」を「(ア) 市町村(児童相談所設置市を除く。ただし、放課後児童クラブについては、児童相談所設置市を含む。)(イ) 社会福祉法人(放課後児童クラブに限る。)(ウ) 公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人(放課後児童クラブに限る。)(エ) 過去に児童厚生施設等整備費補助金を受けて整備した放課後児童クラブを有する一般社団法人又は一般財団法人(放課後児童クラブに限る。)」と、同欄④で定める「補助根拠等」欄中、「予算措置」を「予算措置 予算措置 予算措置 予算措置」と、同欄⑤で定める「補助者」欄中、「都道府県」を「都道府県 都道府県又は指定都市若しくは中核市 都道府県又は指定都市若しくは中核市 都道府県又は指定都市若しくは中核市」と読み替える。

また、放射能対策として土壌入れ替えを行う場合にあっては、別に定めるところにより交付対象とする。

2 この補助金の交付額は、施設ごとに次により算出するものとする。

(1) 交付要綱第2の3の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る災害復旧事業の場合

ア 別表の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と当該区分ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1(老人福祉センター、

介護老人保健施設、訪問看護ステーション、老人福祉施設付設作業所、児童厚生施設、母子福祉センター、又は母子休養ホームの場合は3分の1) を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。

(2) 交付要綱第2の4(1)の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者又は厚生労働大臣が認めた設置者が設置する施設に係る災害復旧事業に対し、⑤欄に定める者が行う補助事業の場合

ア 別表の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と当該区分ごとの総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3(老人福祉センター、老人福祉施設付設作業所、児童厚生施設、母子福祉センター、母子休養ホーム又は母子健康センターの場合は3分の2) を乗じて得た額と、都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額とを比較して少ない方の額に3分の2(老人福祉センター、老人福祉施設付設作業所、児童厚生施設、母子福祉センター、母子休養ホーム又は母子健康センターの場合は2分の1) を乗じて得た額の合計額の範囲内を交付額とする。

(3) 交付要綱第2の4(2)の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者又は厚生労働大臣が認めた設置者が設置する施設に係る災害復旧事業に対し、⑤欄に定める者が行う補助事業の場合

ア 別表の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と当該区分ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1(介護老人保健施設又は訪問看護ステーションの場合は3分の1) を乗じて得た額と、都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ない方の額の範囲内を交付額とする。

(4) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「特措法」という。)(平成23年法律第40号)第2条第2項に規定する特定

被災地方公共団体（以下単に「特定被災地方公共団体」という。）である都道府県又は指定都市若しくは中核市がその設置する同法第48条第5項第1号、第2号、及び第3号に掲げる施設の災害復旧事業を行う場合

（1）のイ中「2分の1」とあるのは「3分の2」と読み替えるものとする。

（5）特定被災地方公共団体である都道府県又は指定都市若しくは中核市がその設置する特措法第48条第6項に掲げる施設の災害復旧事業を行う場合

（1）のイ中「3分の1」とあるのは「2分の1」と読み替えるものとする。

（6）特措法第48条第1項第1号、第2号及び第3号に掲げる施設を設置する特定被災地方公共団体である市町村の当該施設の災害復旧に要する費用を都道府県が補助する事業の場合

（2）のイ中「4分の3」とあるのは「6分の5」と、「3分の2」とあるのは「5分の4」と、（3）のイ中「2分の1」とあるのは「3分の2」と読み替えるものとする。

（7）特措法第48条第2項に掲げる施設を設置する特定被災地方公共団体である市町村の当該施設の災害復旧に要する費用を都道府県が補助する事業の場合

（3）のイ中「3分の1」とあるのは「2分の1」と読み替えるものとする。

（8）都道府県又は指定都市若しくは中核市が、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の区域（都道府県にあっては、当該都道府県の区域内にある指定都市又は中核市の区域を除く。以下同じ。）内に都道府県及び市町村以外の者により設置された特措法第48条第3項第1号から第4号までに掲げる施設であって、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（以下「特措法施行令」という。）（平成23年政令第131号）第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合

（2）のイ中「4分の3」とあるのは「6分の5」と、「3分の2」とあるのは「5分の4」と、（3）のイ中「2分の1」とあるのは「3分の2」と読み替えるものとする。

(9) 都道府県又は指定都市若しくは中核市が、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の区域（都道府県にあっては、当該都道府県の区域内にある指定都市又は中核市の区域を除く。以下同じ。）内に都道府県及び市町村以外の者により設置された特措法第48条第4項に掲げる施設であって、特措法施行令（平成23年政令第131号）第3条第2項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合

(3) のイ中「3分の1」とあるのは「2分の1」と読み替えるものとする。

(10) 都道府県、指定都市又は中核市若しくは児童相談所設置市が設置する市町村障害者生活支援センター、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉工場、精神障害者社会復帰施設、心身障害児総合通園センター、重症心身障害児（者）通園事業施設（A型）、精神障害者退院支援施設、夜間対応型訪問介護ステーション、婦人相談所、児童家庭支援センター、児童相談所及び一時保護施設、職員養成施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、へき地保育所、子育て支援のための拠点施設（放課後児童クラブについては児童相談所設置市が設置する場合を除く。）又はその他施設の災害復旧事業を行う場合

(1) のイ中「2分の1」とあるのは「3分の2」と読み替えるものとする。

(11) 都道府県、指定都市又は中核市若しくは児童相談所設置市が設置する老人福祉センター、訪問看護ステーション、児童厚生施設（児童相談所設置市が設置する場合を除く。）、母子福祉センター又は母子休養ホームの災害復旧事業を行う場合

(1) のイ中「3分の1」とあるのは「2分の1」と読み替えるものとする。

(12) 市町村が設置する、市町村障害者生活支援センター、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者通勤寮、精神障害者社会復帰施設、精神障害者退院支援施設、夜間対応型訪問介護ステーション、児童家庭支援センター、職員養成施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、へき地保育所、子育て支援のための拠点施設（放課後児童クラブについては児童相談所設置市が設置する場合を含む。）又はその他施設の災害復旧に要する費用を都道府県が補助する場合

(2) のイ中「4分の3」とあるのは「6分の5」と、「3分の2」とあるのは「5分の4」と読み替えるものとする。

- (13) 市町村が設置する老人福祉センター、老人福祉施設付設作業所、児童厚生施設（児童相談所設置市が設置する場合を含む。）、母子福祉センター、母子休養ホーム又は母子健康センターの災害復旧に要する費用を都道府県が補助する場合

(2) のイ中「3分の2」とあるのは4分の3」と、2分の1とあるのは「3分の2」と読み替えるものとする。

- (14) 市町村が設置する訪問看護ステーションの災害復旧に要する費用を都道府県が補助する場合

(3) のイ中「3分の1」とあるのは「2分の1」と読み替えるものとする。

- (15) 都道府県、指定都市又は中核市若しくは児童相談所設置市が、当該都道府県、指定都市又は中核市若しくは児童相談所設置市の区域内にある都道府県及び市町村以外の者が設置する身体障害者更生施設等（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、市町村障害者生活支援センター）、知的障害者援護施設等（知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉工場）、精神障害者社会復帰施設、重症心身障害児（者）通園事業施設（A型）、精神障害者退院支援施設、夜間対応型訪問介護ステーション、児童家庭支援センター、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育て支援のための拠点施設（放課後児童クラブに限りかつ児童相談所設置市が補助する場合は除く。）又はその他施設の災害復旧事業に要する費用を補助する場合

(2) のイ中「4分の3」とあるのは「6分の5」と、「3分の2」とあるのは「5分の4」と読み替えるものとする。

- (16) 都道府県、指定都市又は中核市若しくは児童相談所設置市が、当該都道府県、指定都市又は中核市若しくは児童相談所設置市の区域内にある都道府県及び市町村以外の者が設置する老人福祉センター、老人福祉施設付設作業所、児童厚生施設（児童相談所設置市が補助する場合は除く。）、母子福祉センター又

は母子休養ホームの災害復旧事業に要する費用を補助する場合

(2) のイ中「3分の2」とあるのは「4分の3」と、「2分の1」とあるのは「3分の2」と読み替えるものとする。

(17) 都道府県又は指定都市若しくは中核市が、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の区域内にある都道府県及び市町村以外の者が設置する訪問看護ステーションの災害復旧事業に要する費用を補助する場合

(3) のイ中「3分の1」とあるのは「2分の1」と読み替えるものとする。

(18) 都道府県又は指定都市が、当該都道府県又は指定都市の区域内に設置された激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）第3条第2項に該当する施設の災害復旧に要する費用を補助する場合

(2) のイ中「寄付金その他の収入額」とあるのは「寄付金その他の収入額（寄付金収入額を除く。）」と読み替えるものとする。

(19) なお、当該施設が激甚法による特別財政援助額の交付の対象となる場合には、国の負担割合の変更がある。

3 交付要綱第2の1、2、5（(4)を除く。）、7、8、9、及び10に定める事項及び別紙様式については、本職通知について準用する。

この場合において、交付要綱第2の10中「6」とあるのは、「第2の2」と、別紙1及び別紙2の申請書、別紙3及び別紙4の実績報告書、別紙5及び別紙6の精算交付申請書及び別紙7の調書中「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」とあるのは、「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」と読み替えるものとし、別紙1及び別紙2の申請額一覧表、別紙3及び別紙4の精算額一覧表、別紙7の調書中「(項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金」の欄の次に「(項) 東日本大震災復旧・復興児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金」の欄を加えるものとする。

別表

算 定 基 準

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費
<p>社会福祉施設等災害復旧費(本体工事に係る分)</p>	<p>厚生労働大臣に協議して承認を得た額</p>	<p>社会福祉施設等の災害復旧（施設の復旧と一体的に復旧されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた復旧を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（交付要綱第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）</p>
<p>社会福祉施設等災害復旧費（厚生労働大臣が認める応急仮設施設整備に係る分）</p>	<p>公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積もりと工事請負業者の見積もりのいずれか低い方の額</p>	<p>社会福祉施設等の災害復旧（応急仮設施設整備）に必要な工事費又は工事請負費（交付要綱第2の5に定める費用を除く。）</p>